

公益財団法人 日本下水道新技術機構

第6回理事会議事録

1 開催された日時 平成27年3月12日(木) 13時30分から14時53分

2 開催された場所 公益財団法人 日本下水道新技術機構 8階特別会議室

3 理事総数 7名

4 出席理事数 6名

(出席) 石川 忠男 江藤 隆 手島 康博
永澤 章行 長澤 毅 花木 啓祐
(欠席) 大村 達夫

(監事出席) 穂本 守雄 丸山 淳一

5 議案及び報告事項

議案(決議事項)

第1号議案

その1 平成27年度事業計画書(案)に関する件

その2 平成27年度収支予算書(案)に関する件

その3 平成27年度資金調達及び設備投資の見込み(案)に関する件

第2号議案 第5回評議員会の招集に関する件

報告事項

代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告

6 議事の経過の要領及びその結果

(1) 議決に加わらない決議事項への事前申し出及び議決数の報告

古瀬事務局長から理事会の決議要件について、定款第40条の規定により、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行うこととされていることから、理事の中で、特別の利害関係を有するため議決に加わることができない決議事項があれば議決の前に議長に申し出をされるよう説明があった。そのうえで、本理事会の出席者数は7名中6名であり、特別の利害関係を有すると申し出をされる理事がいなければ、本理事会での決議事項は成立することの報告があった。

(2) 議長の選出

古瀬事務局長から、理事会運営規則第6条第1項の規定により、「理事会の議長は、理事長がこれに当たる」と定められていることの説明があり、これに則り石川理事長が議長を務めることとなった。

(3) 議事録署名人の報告

石川議長から議事録署名人は、定款第43条第2項の規定により出席した代表理事及び監事であることから、石川代表理事と穂本、丸山両監事が議事録署名人になることの報告があった。

(4) 議案の審議状況及び決議結果等

○決議事項

第1号議案

その1 平成27年度事業計画書(案)に関する件

その2 平成27年度収支予算書(案)に関する件

その3 平成27年度資金調達及び設備投資の見込み(案)に関する件

江藤専務理事より当該議案その1からその3まで関連議案につき一括しての説明があった。

最初のその1平成27年度事業計画書(案)では、Ⅰ基本方針、Ⅱ事業計画及びⅢ組織管理運営の適正化及び効率化の各項目について詳細な説明があった。

その2の平成27年度収支予算書(案)では、前年度の各科目と比して詳細な説明があった。

また、その3の平成27年度資金調達及び設備投資の見込み(案)については、資金調達及び設備投資は予定がないことの説明があった。

このあと、同議案に関して次の質疑応答があった。

丸山監事 収支予算で、特定資産の仕組債の運用益が円安でかなりの収入が見込まれるとのことであるが、円安がさらに進むと仕組債の繰上償還はありうるのか。

江藤専務理事 今の段階では、受取利息の上限額に達していないので、まだ、繰上償還まで至っていない。今後、そのような状況になれば特定資産の運用について適切な対応をとっていききたい。

丸山監事 来年の予算における公益目的事業会計と法人会計の調整において、流動的である特定資産の運用益の扱いは難しくはなかったか。

江藤専務理事 特定資産の運用益は事業収益と違い、自分たちがコントロールできないので難しい面がある。先般、監査法人との議論の際、今の財産を1号財産から2号財産に変えた方がよいのではないかと、その方が収支相償の処理もやりやすいといった話もあったが、現時点で26年度決算は赤字になりそうなので、今直ちにやることは考えていない。

また、内閣府の研究会において収支相償について議論が行われている。最近の報告を見ると、原則、単年度、黒字があれば翌年度で黒字解消だが、翌々年度までその黒字分を持ち越して公益事業を拡大することは可能という報告がまとめられている。その運用の中で対応していきたいと考えている。財産の管理、特定資産の位置付けをどう考えるか今後も検討していききたい。

丸山監事 なかなか大変だと思われるが、今後の検討に期待している。

永澤理事 事業計画の技術審査普及事業に関してお聞きしたいが、企業が技術開発をする際、高い水準の技術力を持っている企業は別として、ユニークなアイデアや工夫による中小企業の技術が、機構の技術審査証明を受けて事業に役立っているのは非常に良いことだと考えている。そういう意味で、今回新たな審査証明方式を創設するということであるが、その審査基準によって、このような多様な提案者が排除されないような対応は考えているのか。

江藤専務理事 今回の新たな審査証明方式の創設は、従来の審査証明方式は残したうえで、今までの審査証明において様々な企業が開発した類似技術の増加に伴い、これらの技術を比較すると性能や適用範囲などに差異がみられ、事業に採用する際の判断に誤解が生じる恐れや高い性能の技術の迅速な導入が図れない可能性もあることから、機構が審査基準を示して評価するものである。そうすることによって一定のレベルが確

保できるので、公共団体も安心して活用することができる。民間が開発した技術を選択する一つのものさしになるものと考えている。永澤理事の話されたようなユニークな技術は従来の方式で対応することとし、審査証明のやり方を2種類にするというものである。

永澤理事
権本監事

了解した。
予算を拜見して、臨時職員については昨年に比べて約1000万円増加しているのでは3名ほどと思うが、このような新たな力を委託事業のほかどのような業務に投入しようとしているのか、あるいは時間外労働の話もあったが、全体的に労働過多になっているのでその辺をカバーしようとしているのか、どういう形で人員を使っていくのか考えをお聞きしたい。

江藤専務理事 委託事業で受託の件数が確定するのは年度途中でないと確定しないところがある。かといって体制をそんなに変えられないので、現時点で想定される事業に対して必要な体制を組んでスタートすることとしている。そのうえで想定以上の業務量が見込まれる、あるいは非常に負担が大きくなるという状況になれば、アウトソーシングで補完してもらおうような業務委託も考えている。

現在考えているのは、フリーの退職者で技術力の高い人物がおられるので、専門研究員として非常勤で採用して、得意なテーマについて参加してもらい協力いただくいわゆるフレックス制の勤務形態など、そういう組み合わせの中で全体の調整を図りたいと考えている。

以上の審議の結果、第1号議案その1からその3までについて諮ったところ、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第2号議案 第5回評議員会の招集に関する件

江藤専務理事より、第5回評議員会を定款第20条第1項の規定に基づき、3月19日(木)午後3時から当機構特別会議室で開催したい旨の説明があった。

議題は、議案である評議員会における役員の選任方法等に関する件と、平成27年度事業計画及び収支予算等についての理事会決議事項の報告及び理事会報告事項であるとのことであった。

このあと、意見・質問はなく、第2号議案について諮ったところ、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

○報告事項

代表理事(石川理事長)及び業務執行理事(江藤専務理事)から職務執行状況の報告があった。

以上をもって議案及び報告事項についてすべて終了したので、14時53分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成27年3月12日

代表理事

石川 忠男 

監事

穂本 守雄 

監事

丸山 淳一 

